

## 令和4年度第3回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和4年6月22日(水) 11時開会 11時53分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

### 3 出席者

(1) 常設審議委員 18名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課

江府町農業委員会

農業会議

倉益、熊谷、岡田

発言者等	議事要旨
1開会 事務局	<p>(午前11時)</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第3回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、18名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しております、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>本来ですと、ここで小林会長に挨拶をお願いするところですが、午後からの通常総会でも挨拶いたしますので、常設審議委員会での挨拶は省略させていただきます。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
3議事録署名人の選任 議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、田邊委員(米子市農業委員会会长)、長谷川委員(湯梨浜町農業委員会会长)の両名を指名いたします。</p>
4報告事項 議長	<p>日程に基づき、報告事項です。</p> <p>(1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。</p>
県経営支援課	<p>(県経営支援課担当者が資料1により説明)</p>

議長	<p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
5議事 議長  事務局	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 以上のとおり、今月は、4条、5条ともに新規の意見聴取案件はございません。</p> <p>次に、先月審議未了となった江府町の案件については、資料が不足しておいるということで、農業会議事務局の私の支援が不足しておりました。ここにお詫び申し上げます。今後は、常設審議委員会開催まで、きちんと対応して参ります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、今回の江府町の案件については、先月の常設審議委員会で、小林会長より、会長、副会長で現地を確認し、ということで、おとといですが、6月20日、小林会長と山脇副会長、恩田副会長で現地確認をしていただき、江府町役場で説明いただきました。県庁経営支援課井上補佐、西部農林局担当者も同席し、江府町からは、農業委員会加藤会長をはじめ、松原会長職務代理等、計15名で実施いたしました。</p> <p>この現地調査を踏まえ、これから、江府町農業委員会より、資料訂正、追加資料の説明をいただき、その後、小林会長から現地調査の報告をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、江府町農業委員会さんから説明よろしくお願ひします。</p> <p>失礼します。</p>
江府町農委 事務局	<p>5月の常設審議委員会では、ご指導いただき、こちらの説明不足、資料不足がございまして、おととい、20日に会長、副会長にご足労いただきまして、現地で指導をいただきました。ご足労いただき厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、修正、追加箇所を説明させていただきます。資料2の1ですが、1ページ目はございません。</p> <p>2ページ目で、修正した箇所を赤字で示しております。4の転用目的で誤植があり、現在の保育園はイエローゾーンにあり一部がレッドゾーンに含まれていると修正させていただいております。続きまして、6の一般基準ですが、(2) 規模の妥当性ところですが、転用面積3,970m<sup>2</sup>に対し、園舎で800m<sup>2</sup>、園庭を1,350m<sup>2</sup>、駐車場を1,240m<sup>2</sup>とし、園舎は一部を2階建とするなど、敷地内での有効利用を図る。園庭は鳥取方式の芝を敷いてまいります。園児は現在58名ですが、定員90名で計画し、敷地内には、保護者送迎のピークを想定して34台分の駐車場を確保すると修正させていただきます。また、江府町は積雪もございますので、除雪等で</p>

駐車場が狭くなることもございますので、駐車場を広く確保しております。続きまして、3の営農及び造成・被害防除計画等の措置のところで修正箇所を赤字で記載いたしております。本日、追加資料の3ページをご覧下さい。修正前は、表土を50cmから100cmと記載しておりましたが、該当地は以前、水稻栽培をしておりまして、表土を約15cm取り、20cm~150cm弱の盛土造成を行うとさせていただきました。次の流量計算の箇所は、町の流量計算のもと、雨水の経路を設け、合流地点には、集水枠を設置するとさせていただいております。追加資料の2、4、5ページに関係資料を付けさせていただいております。町の流量計算をし水路は本来の水路を生かし、青色の経路を計画し、日野川へ放流することとしております。合流地点については、700mm×700mmの集水枠を5カ所設置を考えております。[REDACTED]につながる箇所、1合枠については、グレーチング蓋が25トン荷重のものを設置いたします。2号から5号までは、2トン荷重の集水枠を設ける計画としております。

次に、先月の説明ではL型擁壁を設けるとしておりましたが、こちらを訂正させていただき、重力式擁壁を設置する訂正させていただきます。これについては、追加資料の3ページをご覧下さい。A、B、Cのそれぞれ断面図を載せております。Aの箇所では現場で型枠を組みまして高さ65cmの擁壁を設置いたします。Bの所では、同様に重力式擁壁95cm、Cの所では100cmの擁壁を設置する計画にいたしました。記載修正はございませんが、施設汚水につきましては、該当地の[REDACTED]公共下水ということで、追加資料の2ページにマンホールポンプと記載しております。国道のマンホールに向けてこのマンホールポンプにより下水につなげていくこととしております。最後になりますが、隣接農地に影響がないよう園庭を設置するとしております。以前は、日照を考慮し10m以上離すとしておりましたが、隣接農地の営農に影響がないよう園庭を設けると記載を修正させていただきたいと思います。

以上、資料修正させていただきます。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。

それではここで私の方から現地調査の報告をさせていただきます。当初は16日を予定いたしておりましたが、日程調整し20日に実施させていただきました。先月の常設審議委員会においては、説明が不足した点と理解できる資料も不足していたということで、江府町農業委員会から話を聞いて内容確認をさせていただきました。その点について、常設審議委員の皆様にはご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。

先ほど、江府町農業委員会から説明がございましたが、現地調査では、農業委員会から一つ一つチェックをしながら協議いたしました。その内容は、本日、資料の赤字修正されているところあります。

以上でございますが、委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長

それでは、江府町の案件についてお諮りします。  
異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。 議事を進行します。続いて、議案第2号を説明下さい。
事務局	農地法第39条の所有者不明農地の県知事の裁定についての案件となります。 詳細は、県経営支援課から説明いただきます。よろしくお願ひします。
県経営支援課	それでは資料3により説明させていただきます。 この所有者不明農地の件につきましては、昨年6月頃にも説明させていただきました。これまでで、県内で3件、平成30年の改正までに、[REDACTED] 今回で4件目でございます。ちなみに、全国の状況は、最新のものではございませんが、令和3年3月末現在で、農地法によるものが181件ございます。基盤法に基づくものが272件ございます。 まず、資料の6ページをご覧下さい。当該地は1枚の圃場で4筆に分かれており所有者が3名のものでございます。今回、このうち、1筆が所有者が全く分からないということで申請され、残り3筆は所有者が確認され、農業経営基盤強化促進法の手続きをとられて権利設定されております。所有者がいる、いないで法律は異なるわけですが、担い手が利用できるようにということです。この平成30年の基盤法の改正により、[REDACTED]でこちらの基盤法により手続きをされた例がございます。このように、使える農地を何とかして使っていこうという動きが出ております。他の市町村でも所有者不明農地が活用できるよう制度の活用をお願いできたらと思います。 (その後、農地法の所有者不明農地の裁判制度について資料3により説明) それでは、今回の内容について説明させていただきます。 現地について、登記上の所有者は資料にあるとおり、昭和27年にお亡くなりになられております。相続人は探索範囲の配偶者及び子は全員死亡しております。農振農用地区域内の長期にわたり耕作が行われていませんが、昭和57年に基盤整備された優良農地であり、地域の認定農業者からの借受希望が見込まれておるものです。 資料の4、相続人の探索状況ですが、法に基づき探索範囲である配偶者、子は全員死亡されておりました。当然、お孫さんとかおられますですが、今回の場合、そこまで必要なため、探索は終了しております。 当該地ですが、平成24年の利用状況調査から遊休農地の状況になつておりましたが、これについては[REDACTED]利用調整されて、今回の動きにつながったものでございます。[REDACTED]農業委員会で令和2年12月に公示されております。6カ月の期間満了し申し出がなかったため、令和3年9月に担い手育成機構へ裁定申請のための通知を発出されたということでございます。6番ですが、県へ申請が令和4年4月ということで、この間、少し、あいておりますが、これについて、1枚の農地が4筆に分かれて、どのように

	<p>裁定すれば良いのか、内部で検討したため、期間に間があいてしまったということで、当方の連絡調整が不十分だったということで申し訳なく思っております。通常であれば、基本4カ月以内に、機構から県へと決まっているものであり、遅になりましたことお詫び申し上げます。申請内容は、田の利用権で、配分先は記載のとおり認定農業者へ20年間できますが、10年間、ということでございます。賃借料については、土地改良区の賦課金等参考にして算出いたしますが、先ほど申したとおり、1枚の圃場で他の地権者は無償、使用貸借でございまして、この件について内部検討し、農地法の裁定に当たっては無償ということにさせていただきました。その根拠としては、土地改良区の賦課金が耕作者負担であること、遊休農地の再生経費等を勘案いたしました。裁定につきましては、資料の7ページに案をつけさせていただいております。実際の利用は、今年、再生し、来年から植え付けということを予定されていると確認しております。以上、説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p>
横山委員	はい、横山委員。
県経営支援課	所有者が昭和27年に亡くなくなっていた。それ以降、所有者不明と言うことだが、昭和57年に基盤整備事業をされている。地権者の同意がないのにできるのか。
議長	現在の状況で、全員死亡と説明させていただきました。昭和57年当時について存命の方はいらっしゃいました。先ほど申したとおり、この農地法第39条の手続きにおいての探索は、配偶者、子のみで良いということであり、基盤整備事業は他の相続人の同意でできたものと思います。
議長	他にご質問、ご意見はございませんか。
議長	(質問・意見なし)
議長	それでは、お諮りします。 異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。
議長	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
6 情報提供 小林議長	情報提供については省略とさせていただきます。
7 その他 議長	その他として皆さんから何かございますか。
事務局 (倉益)	(次回7月の開催等について説明等)

8閉会  
議長

それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。  
(午前11時53分)